

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 13 日

各地方厚生局 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症の影響による臨床研修病院で行う
必修診療科等の取扱いについて

臨床研修病院を含めた医療機関の新型コロナウイルス感染症対策については、「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 25 日付け事務連絡）等により、適切にご対応いただいているところである。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、医師臨床研修制度において予定されている研修プログラムの実施が困難になることが想定されることから、研修プログラムの変更等については、「新型コロナウイルス感染症の影響による臨床研修病院で行う研修プログラム等の取扱いについて」（令和 2 年 4 月 14 日付け事務連絡）にてご対応いただいているところである。

この度、一部の臨床研修病院において新型コロナウイルス感染症の影響により、特に地域医療研修をはじめとする必修診療科等について実施が困難である状況に鑑み、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の意見もふまえ、下記のとおりのお取り扱いとしたため、貴局管内の臨床研修病院に対し周知徹底を図られたい。

記

- 1 地域医療研修が実施できない場合の取扱いについては、原則として研修予定期間内に地域医療研修を行えるよう、研修先の変更も含め、可能な限り調整を行うこと。
ただし、感染がさらに拡大し遷延した地域等において、上記の原則の遵守が困難である場合は、地域医療研修の代替として、基幹施設または協力施設における以下に掲げる研修、及び保健指導等の地域保健に係る業務（保健所における新型コロナウイルス

ス感染症対応を含む。)を合計4週以上行い、到達目標が達成されたと判断された場合に限り、研修の修了を認めることとする。

- ・一般外来
- ・救急外来における初診診療
- ・在宅医療の研修
- ・退院支援等、他施設との連携が必要な業務（慢性期・回復期病棟における当該業務を含む）

2 選択必修科目の研修が行えない場合の取扱いについては、原則として研修予定であった選択必修診療科の実施時期を調整し、研修を行うこと。また、他の選択必修診療科の研修が可能である場合には、当該研修可能な診療科における研修を行うこと。

ただし、上記の原則の遵守が困難である場合は、救急研修の期間を延長する等、その後の研修において幅広い疾患・患者を経験できる配慮を行った上で、研修修了時に到達目標を達成できた場合に限り、研修の修了を認めることとする。

なお、予定した診療科での研修ができないことを考慮し、経験が求められる疾患・病態についての症例レポートについては、入院患者の受け持ちのみではなく、外来診療で経験した症例について作成することを可能とする。

3 特定の診療科において、研修の実施は可能だが、新型コロナウイルス感染症対応のため、症例が減少している場合は、原則として、診療体制が正常化した後に、当該診療科の研修期間を再度設け、必要な症例を経験すること。

ただし、上記の原則の遵守が困難である場合は、以下に掲げる例示のように、他の領域の研修時に可能な限り当該診療科に準ずる経験を積み、到達目標が達成された場合に限り、研修の修了を認めることとする。

例)

- ・外科について、整形外科や脳神経外科等、他の診療科の研修において、周術期管理を経験する。
- ・手技については、救急外来での診療において経験する。
- ・麻酔科について、集中治療室での研修において、全身管理を経験する。

4 適切な研修が行うことができない期間があることに鑑み、新型コロナウイルス感染症対応業務を通じて不足する経験を補い、感染症への対応能力の向上の機会とすることも可能である。ただし、臨床研修医が新型コロナウイルス感染症診療に参加するに当たっては、以下の参考で掲げる研修ツール等を用いて、疾患の特徴などを学修し、感染防御策も修得した上で当たるよう指導すること。

また、研修医の新型コロナウイルス感染症診療への従事に当たっては、研修医本人の意思・研修医の習熟度・指導の体制・感染対策の観点から、その是非を総合的に判断すること。

その際、研修医の習熟度によっては、研修医の新型コロナウイルス感染症診療への従事が研修医・指導医共に負担増となる可能性もあるため、各施設の実情に応じて判断し、かつ研修医が新型コロナウイルス感染症対応業務への診療従事に同意しないことが、本人の不利益とならないようにすること。

(参考)

○人工呼吸教育ビデオ（日本 COVID-19 対策 ECMOnet (Japan ECMO net for COVID-19)Ver1.0)
(2020年04月15日 一般社団法人 日本呼吸療法医学会)

<http://square.umin.ac.jp/jrcm/news/news20200415.html>

○JSEPTIC & CCPAT COVID-19 共同情報提供サイト（JSEPTIC：特定非営利活動法人 日本集中治療教育研究会、CCPAT：一般社団法人 集中治療医療安全協議会）

<http://ccpat.net/sccm-covid-19-resources-jp/>

・重症患者管理教育ツール（集中治療を専門としない医療者用）

<http://ccpat.net/9845-2/>